

ニッポンレンタカーNBM 会員規約（2025年11月11日以降）

第1条（目的）

1. この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、ニッポンレンタカーサービス株式会社（以下「NRS」といいます。）が、NRSが運営する法人向け会員サービスNBM（以下「NBMサービス」といいます。）の利用条件等を定めたものです。
2. 本規約およびNRSの貸渡約款（以下「約款」といいます。）を確認し同意のうえ所定の入会申込みをした公共団体、法人またはそれに準ずる団体（以下総称して「法人」といいます。）のうち、NRSが入会を承認した法人をNBM会員（以下「会員」といいます。）とし、NRSが承認の通知を発信したとき、NBMサービスに関する契約（以下「NBM契約」といいます。）が成立するものとします。
3. NBMサービスに関して、本規約および約款とは別に定め（以下「個別規約等」といいます。）がある場合、個別規約等が本規約および約款の定めに優先して適用されます。

第2条（会員登録）

1. 会員登録を希望する法人は、所定のニッポンレンタカーNBM入会申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、申込書をNRSが指定する方法で提出します。なお、申込みの際、申込書において会員内におけるNBMサービスの契約と運用の管理者（以下「契約管理者」といいます。）の記載をNRSが求める場合、会員は契約管理者をNRSに届け出るものとします。
2. NRSは、前項の申込みを受けた後、所定の審査を行い、適当と判断した法人を会員として登録します。
3. 会員登録後、NRSは会員ごとのNBM会員番号を発行し、その旨を会員に通知します。
4. NBM契約の有効期間は申込日より1年間とします。期間満了の2カ月前までにNRSまたは会員による解約の意思表示がない限り、NBM契約は自動で1年間更新されます。

第3条（NBMサービスの内容）

1. NRSは、会員の契約内容に応じて、次の各号に定めるNBMサービスを会員に提供します。
 - ① 申込書記載の料金および貸渡条件でのレンタカーの貸渡し。
 - ② NRSが利用を認めた提携施設の使用。
 - ③ 法人契約管理者メニューの各サービス。
 - ④ NBM向けニッポンレンタカーアプリサービス。
2. 前項①のレンタカーの貸渡しにおいて、会員は約款上の借受人となり、レンタカーを運転する利用者は約款上の運転者（以下「運転者」といいます。）となります。また、料金は一般料金などに連動して変更することがあります。
3. 第1項②の提携施設の利用について、会員は予めその利用可否を申し出ることができ、利用を希望する場合は利用条件に従うものとします。また、その料金額は、提携施設側で確定するものとします。

第4条（NBMサービスの適用範囲）

1. NBMサービスは、会員および会員に所属する役員、従業員または会員が指定した者（以下総称して「従業員等」といいます。）が利用できます。
2. 会員は、NBMサービスを法人の事業に関連する用途でのみ利用できるものとし、個人の私用目的で利用し、または利用させてはならないものとします。
3. 会員は、会員または運転者が本規約に違反してNBMサービスを利用した場合においても、その利用に伴って発生する代金の支払い義務を負うものとします。

第5条 (法人契約管理者メニュー)

1. NRS は、NBM 向けニッポンレンタカーアプリサービス（以下「NBM アプリサービス」といいます。）を利用する会員に対し、NBM アプリサービスによりレンタカーを利用する従業員等（以下「NBM アプリ利用者」といいます。）を管理する法人契約管理者メニューを提供します。
2. NRS は、契約管理者に法人契約管理者メニューにアクセスできるログイン ID を発行します。契約管理者は、ID に紐づくパスワードを設定します。
3. 法人契約管理者メニューは、契約管理者および会員が利用を認めた従業員等（以下「法人契約管理者メニュー利用者」といいます。）のみがアクセスできるものとします。
4. 法人契約管理者メニュー利用者に対する法人契約管理者メニューのログイン ID の発行は会員が行います。法人契約管理者メニュー利用者は ID に紐づくパスワードを設定します。
5. 法人契約管理者メニュー利用者の利用権限の変更または削除は会員が行うものとし、会員は法人契約管理者メニュー利用者を会員の責任において適切に管理するものとします。
6. 会員は、法人契約管理者メニューで NBM アプリ利用者の利用申請の承認処理と利用停止処理を行い、NBM アプリ利用者を会員の責任において適切に管理するものとします。
7. 法人契約管理者メニューのログイン ID とパスワード（以下総称して「ログイン情報」といいます。）を利用して法人契約管理者メニュー上でなされた行為は、会員による行為とみなします。ログイン情報の管理が不十分であること、ログイン情報の誤使用、第三者によりログイン情報が利用されたことなどに起因して、会員、NRS、第三者に損害が生じた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとし、NRS は一切の責任を負わないものとします。

第6条 (NBM アプリ利用者)

1. NBM アプリ利用者がレンタカーを利用する場合、NRS が提供するスマートフォンアプリケーション「ニッポンレンタカーアプリ」（以下「アプリ」といいます。）を用いて、別途 NRS が定める方法により、法人会員利用者申請（以下「利用者申請」といいます。）を行うものとします。
2. NBM アプリ利用者は、以下の各号の条件を全て満たす場合に利用者申請を行うことができます。
 - ① 本規約に同意していること。
 - ② NRS が運営する個人利用者向け会員制度の会員（以下「個人会員」といいます。）であること。
 - ③ 「ニッポンレンタカーアプリ」利用規約に同意したうえでスマートフォン等の端末にアプリをダウンロードしていること。
 - ④ 会員から利用者申請に必要な情報を受け取っていること。
3. NBM アプリ利用者は、利用者申請にあたり、自己の個人会員の会員番号および登録氏名が法人契約管理者メニューに表示され、法人契約管理者メニュー利用者に通知されることに同意するものとします。
4. NBM アプリ利用者は、次の条件において会員を借受人としたレンタカーの予約および借受けを行うことができます。
 - ① 利用者申請が会員に承認され、利用停止されていないこと。
 - ② 個人会員の資格があること。
5. 会員は、NBM アプリサービスの利用において、NBM アプリ利用者の個人会員に対し、別途 NRS が定めるレンタカーポイントが付与されることに同意するものとします。

第7条 (会員カードの発行)

1. 会員から申込みがあった場合、NRS は会員カードを発行し貸与します。

2. 会員は、会員カードの発行に際し、NRS 所定のカード発行手数料を、NRS が指定する方法（NRS が指定する外部電子請求システムを利用した方法による請求または支払手続を含みます。）により支払うものとしします。
3. NRS は、前項の目的達成に必要な範囲で、会員が申込書等に記載した担当者氏名、連絡用メールアドレスその他必要最小限の情報を外部電子請求システムの運営事業者へ提供することがあり、会員は、当該提供にあらかじめ同意するものとしします。
4. 会員カードの有効期限は NRS が指定する日までとし、カードの表面に記載します。
5. 会員カード有効期限の 2 カ月前までに会員から特段の申し出がない場合、NRS は有効期限到来時に旧カードと引き換えに新カードを発行し貸与します。
6. 会員カードは第 4 条第 1 項に定める者が利用でき、第三者への貸与、譲渡、質入などはできません。
7. 会員カードの所有権は NRS に帰属します。会員は、善良なる管理者としての注意義務をもってこれを適切に管理するものとしします。

第 8 条 （会員カードの紛失、盗難、不正利用）

1. 会員カードの紛失、盗難などの場合、会員は、直ちに NRS 所定の届出を行うものとしします。
2. 会員カードの紛失、盗難などにより、他人に不正に利用された場合、その責任は会員が負うものとしします。ただし、会員に故意または重大な過失がない限り、NRS が前項の届出を受けた日の翌日以降に会員カードが利用されて発生した料金は会員の負担としません。
3. 前項の場合を除き、会員の意思に反し、または会員と関係なく利用された場合、会員の責任となります。
4. 会員カードは原則として再発行しません。ただし NRS が相当と認めた場合に限り再発行することがあります。その場合、会員は NRS 所定のカード発行手数料を支払うものとしします。

第 9 条 （届出事項の変更）

会員は、NRS に届け出た情報に変更が生じた場合（契約管理者の変更を含む。）、速やかに NRS 所定の届出を行うものとしします。会員が変更の届出を行わなかったことにより発生した損害について、NRS は一切の責任を負わないものとしします。

第 10 条 （会員資格の確認）

1. NRS は、NBM アプリ利用者による NRS 指定のアプリ画面提示、または会員カード利用者による会員カードの提示により会員資格を確認し、NBM サービスを提供します。
2. NRS は、NBM アプリ利用者がアプリ限定のセルフサービスを利用する場合、NBM アプリ利用者本人がアプリで予約を行い、利用当日アプリで本人確認を行うことにより会員資格を確認し、NBM サービスを提供します。
3. 会員資格が確認できない場合は、NBM サービスを受けることはできません。ただし、会員が e-コミットを利用する場合において、運転者が会員の定める承認者の承認を得た予約を通じてレンタカーを借り受ける場合には、この限りではありません。

第 11 条 （支払方法）

1. 会員は、NBM サービスの利用により発生した代金を、後払方式またはレンタカー使用時ごとの支払い、その他 NRS と合意した方法により支払うものとしします。
2. 後払方式は、NRS が別途定める利用条件に合致し、かつ所定の審査の結果その利用を認められた会員が利用できるものとしします。また、後払方式は原則として会員が NRS のレンタカーを継続的に使用する

ことを前提に受けられるものとします。

3. 前項の利用条件および審査において後払方式の利用を認められなかった会員および後払方式の利用を希望しない会員は、第 1 項に定めるレンタカー使用時ごとの支払いまたはその他 NRS と合意した方法により支払うものとします。
4. 後払方式を利用する会員が、後払方式で支払うことができる料金（以下「使用料金」といいます。）は下記の通りです。
 - ① レンタカー使用に伴う各料金。
 - ② 約款第 30 条および第 31 条により借受人または運転者が負担する金額。
 - ③ 約款第 18 条の駐車違反関係費用、その他レンタカー使用に付随して発生する費用等。
 - ④ NRS が利用を認めた提携施設の使用に伴う各料金。
 - ⑤ その他利用営業所において認めた物品、サービスの対価。
5. 後払方式を利用する会員において、NRS は申込書に基づき、毎月所定の期日までの使用料金を集計し、会員に毎月所定の期日までに請求書を発行します。
6. 申込書で振込決済を選択した会員は、前項に基づく請求額を支払期日（当該期日が休日の場合は翌金融機関営業日）までに、NRS が指定する金融機関の口座へ振込（振込手数料会員負担）により支払うものとします。この場合、金融機関発行の振込金（兼手数料）受取書を領収書とみなし、NRS は口座入金をもって領収とし会員に対する領収書の発行を省略します。
7. 申込書で口座振替決済を選択した会員は、NRS が別途定める提携金融機関の本支店に預金口座を開設し、当該口座より第 5 項に基づく請求額を、NRS が定めた決済日（当該決済日が休日の場合は翌金融機関営業日）に、口座振替の方法により支払うものとします。この場合、口座振替をもって領収とし、NRS は会員に対する領収書の発行を行わないものとします。
8. 前項の場合、その金融機関の普通預金約定の規定にかかわらず、普通預金通帳ならびに同払戻請求書または小切手を要することなく、自動的に会員の預金口座から引落としが行われます。なお、会員はこれに異議を申し立てることなく承諾するものとします。
9. 後払方式を利用する会員において、手形・小切手など第 6 項、第 7 項以外の方法による使用料金の支払いは認められません。

第 12 条 （遅延損害金）

後払方式を利用する会員が使用料金の支払いを遅延した場合、第 11 条第 6 項の支払期日または同条第 7 項の決済日の翌日から決済日まで年 14.6%の遅延損害金が発生します。

第 13 条 （確約事項）

NRS および会員は、申込書の申込日において、暴力団、暴力団関係団体、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団（以下「反社会的勢力」といいます。）に属する者ではないこと、反社会的勢力を利用する者ではないこと、および相手方に対して暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合を含む。）を誓約し、かつ将来にわたり確約します。

第 14 条 （解約・利用停止）

1. 会員が都合により解約する場合は、NRS 所定の方法により届け出るものとし、使用料金などが完済されたときに解約とします。
2. 解約後、会員は法人契約管理者メニューを利用できなくなります。また、会員が会員カードを貸与され

ている場合、会員は会員カードを NRS に返却するものとします。

第 15 条 （解除と損害賠償）

1. NRS は、会員が次の各号の一に該当した場合、催告なしで NBM 契約を解除できるものとします。
 - ① 入会の時に虚偽の申告をしたことを NRS が発見したとき。
 - ② 使用料金などの支払いが支払期日から 2 カ月以上遅延したとき。
 - ③ 会員の信用状態が悪化したと NRS が認めたとき。
 - ④ 会員が第 13 条に規定する事項に係る誓約または確約に違反したとき。
 - ⑤ 会員または運転者が本規約・約款などに違反したとき。
 - ⑥ 法令違反を行ったとき。
 - ⑦ 連絡がとれず、所在不明となったとき。
 - ⑧ その他、前各号に準ずる事由が生じたとき。
2. NRS が NBM 契約を解除した場合、第 11 条に定める支払期限にかかわらず、会員は、直ちに使用料金の全額を NRS に支払うものとします。
3. NRS が NBM 契約を解除した場合、会員は法人契約管理者メニューを利用できなくなります。また、会員が会員カードを貸与されている場合、会員は直ちに会員カードを NRS に返却するものとします。
4. NRS は、第 1 項の解除により会員が被った損害に関し、一切の責任を負わないものとします。また、第 1 項の解除により NRS に損害が生じた場合、NRS は会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第 16 条 （貸渡業務などの委託）

会員は、NRS が本規約に基づく会員への貸渡業務などを NRS の事業会社に委託することを承諾します。

第 17 条 （債権の譲渡）

1. 会員が使用料金を申込書に記載された支払期日までに支払わなかった場合、または NBM 契約が解除された場合、NRS はその債権を NRS の事業会社に譲渡することができるものとします。会員は、この債権の譲渡について、予め異議を申し立てることなく承認するものとします。
2. 会員は、NRS または債権を譲り受けた者の法的処置に対し、異議を申し立てられず、またこの法的処置に要した費用を負担するものとします。

第 18 条 （個人情報の取扱い）

NRS は、会員に属する個人情報を、NRS ホームページ上の「ニッポンレンタカープライバシーポリシー」及び「ウェブサイト・アプリにおける個人情報の取扱いについて」に基づき適切に取り扱います。

第 19 条 （規約の変更）

1. NRS は、本規約を変更することができるものとします。規約を変更する場合、NRS はその旨、変更後の規約内容、およびその効力発生時期を NRS のホームページにて告知するものとします。
2. 本規約が変更された場合、会員または運転者が、その変更効力発生時期の後に NRS が定めるサービスを利用した場合、会員または運転者は、変更を了承したものとみなします。

第 20 条 （管轄裁判所）

本規約に関連する紛争については、NRS の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所

とします。

附則

本規約は2026年4月1日から施行します。

2026年3月17日改定
ニッポンレンタカーサービス株式会社